

## 国立大学法人等 P F I 事業の考え方 (平成 2 7 年度概算要求に向けて)

平成 2 7 年度概算要求における P F I 事業については、以下の考え方とする。

### (1) 国立大学法人等における P F I 事業の考え方

国立大学法人等が国立大学法人等施設整備費を活用した P F I 事業を検討する際には、以下のいずれかに該当する事業であることを基本とする。

- ①教育研究施設（講義等，実験棟等）に，収入が得られる施設等（産学連携施設，売店，自助努力による施設等）を一体的に整備する事業<sup>※1</sup>
- ②学生宿舎（留学生宿舎を含む），福利厚生施設，駐車場等の一定の事業収入が得られる施設を整備する事業

※ 1：本事業の検討例については，別紙 1 を参照

さらに，「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」（平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえて，以下に該当する取組について，重点的に導入を検討することとする。

#### 【具体的な取組】

- ①公共施設等運営権制度を活用した P F I 事業
- ②収益施設の併用・活用など事業収入等で費用を回収する P F I 事業等
- ③公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした PPP 事業
- ④その他の事業類型（ESCO など維持管理等を業績と連動した契約，複数の施設の改修や維持管理等を包括した契約等）

### (2) 事業評価のプロセス

#### 1. 導入可能性調査の実施について

国立大学法人等は，原則的に，各法人において P F I 導入可能性調査<sup>※2</sup>を実施した上で，P F I 事業の要求を行うこととする。

※ 2：別紙 2 「P F I 導入可能性調査実施におけるポイント」参照

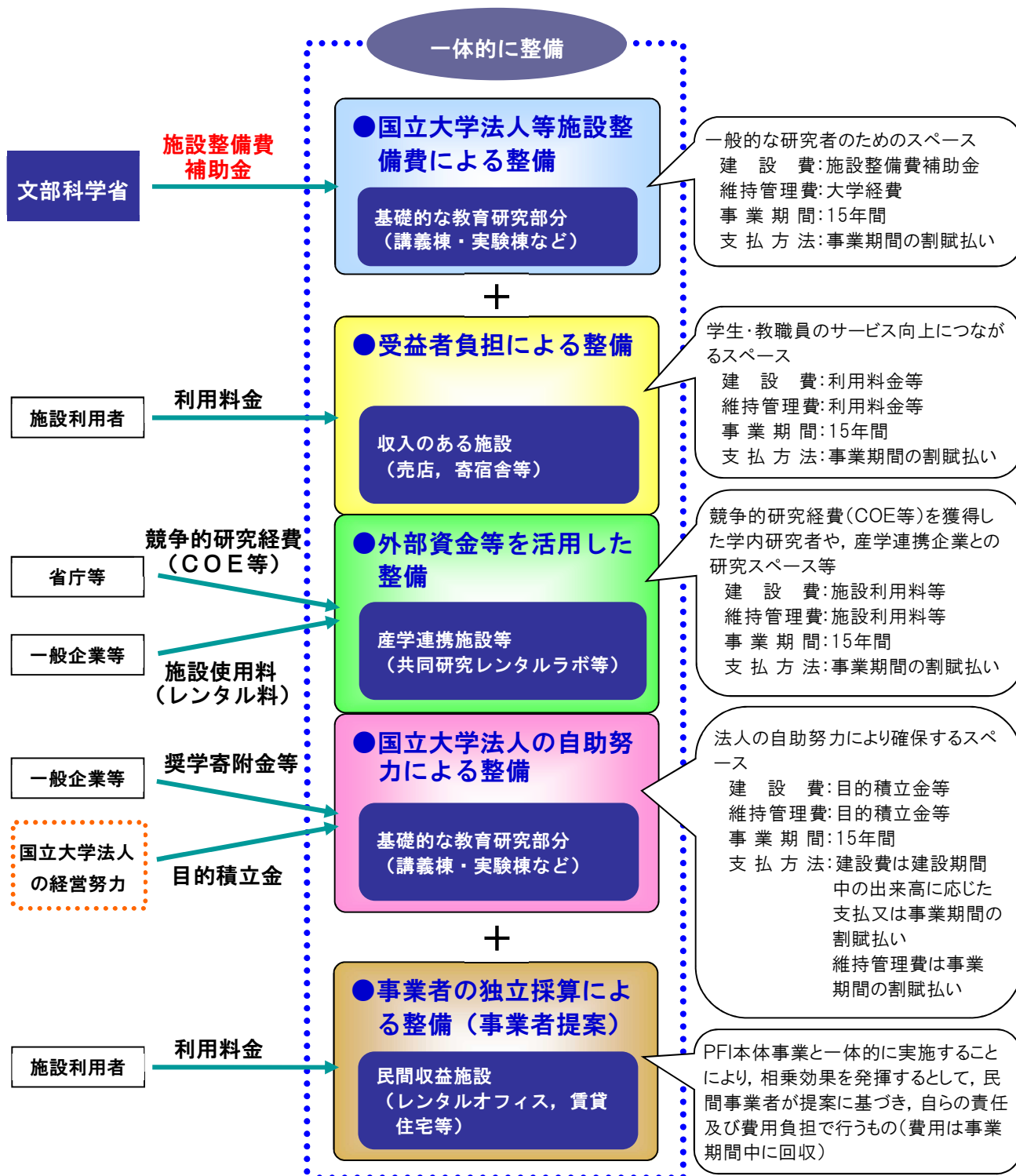
## 2. 事業評価について

国立大学法人等施設整備費を活用したPFI事業の評価については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」（平成23年8月26日文部科学大臣決定）の下、国立大学法人等の施設整備を計画的かつ重点的に推進するため、国立大学法人等が実施した導入可能性調査の結果や事業スキーム等を踏まえた上で、「PFI事業評価基準」に基づき、有識者による検討を行うこととする。

## P F I 事業の検討例

○国立大学法人等施設整備費のほか、法人の主体的な自助努力によって確保される多様な財源を活用した P F I 事業

※事業方式（B T O方式，B O T方式等）は各事業の実情に応じて選択



## P F I 導入可能性調査実施におけるポイント

### (1) 自己資金等の活用等

自己資金等の活用等により財政面で創意工夫がなされた事業か。

### (2) 事業規模等

P F I 事業として、採算可能な規模等が確保されているか。また、計画内容はまとまっているか。事業方式等は適正か。

### (3) 民間事業者の創意工夫の発揮

事業の実施に当たり、民間事業者のノウハウが活用できる余地が見込める事業となっているか。また、民間事業者の競争を促すような魅力ある事業内容となっているか。

### (4) 適切なリスク分担

民間事業者と大学法人で明確なリスク分担ができるか。また、民間事業者が担うリスクは、民間事業者の責任で処理できる内容か。

### (5) 大学の事務体制

実施に向けて十分な体制が整っているか。また、全学的な責任体制が構築されているか。

# P F I 事業評価基準

## 1. P F I 事業実施に向けた事業の評価項目及び評価の視点

評価項目は「個別事業における評価」、「自己資金等の活用等」、「V F M」、「潜在するリスクの低減」、「事業形態・範囲」、「大学の事務体制」の6項目とし、各項目の評価基準（視点）は以下のとおりとする。

### (1) 個別事業評価（施設検討会による評価）

概算要求における個別事業の評価でS評価を受けた事業であること。

### (2) 自己資金等の活用等

自己資金等の活用等により財政面の創意工夫等がなされた事業か。

### (3) V F M

- ①金利変動等のリスクを考慮し、一定以上の（適正な）V F Mが必要。
- ②導入可能性調査結果において、以下のV F Mが見込める事業であること。
  - a) 定量的な評価は、導入可能性調査による数的結果を評価する。
  - b) 定性的な評価は、事業化に向けての取組を評価する。

### (4) 潜在するリスクの低減

- ①基本構想等の策定
- ②改修事業における建物の基礎資料等
  - a) 設計図書等の有無
  - b) 耐震診断の実施の有無
  - c) 現況調査の実施の有無

### (5) 事業形態・範囲（民間の資金力、経営能力、技術的能力を発揮できるか）

- ①事業形態・規模等が民間事業者にとって魅力的なものになっており、民間事業者の参入意欲はあるか。
- ②事業の中に、民間事業者の創意工夫が特に活（い）かせる分野（運營業務の充実等）が含まれているか。

### (6) 大学の事務体制

P F I 事業の実施のための十分な体制がとれているか。また、全学的体制（責任体制）が構築されているか。

## 2. PFI事業実施に向けての評価項目別の評価及び総合評価の基準

### (1) 評価項目別の評価

評価項目		評価基準		
1. 概算要求における個別事業評価	a	S評価を受けた事業		
	b	S評価以外の評価を受けた事業		
2. 自己資金等の活用等	a	財源面での創意工夫等が認められる		
	b	財源面での創意工夫等がおおむね認められる		
	c	財源面での創意工夫等が認められない		
3. VFM (詳細はVFM評価表による)	a	定量的にも定性的にも効果が認められる		
	b	定量的な効果が認められるもの		
	c	定量的にも定性的にも効果が認められない 又は定性的な評価のみが認められる		
4. 潜在する リスクの 低減	①基本構想 等	a	策定済み	
		b	おおむね定まっている	
		c	移行計画等重要な要素について未調整	
	②設計図書等	a	原設計図, 構造図, 設備図, 改修図等建物の基礎資料を完備	
		b	上記資料についておおむね完備	
		c	重要な図書がなくまた, それを補完する調査が未実施	
	③耐震診断	a	耐震診断及び補強計画が完了	
		b	耐震診断及び補強計画が未完	
	④現況調査	a	躯体(くたい)の劣化度, 瑕疵(かし)の有無等事業者とのリスク 分担を明確にするための詳細な現況調査を実施	
		b	躯体(くたい)の劣化度, 瑕疵(かし)の有無等事業者とのリスク 分担を明確にするための詳細な現況調査をおおむね実施	
		c	未実施	
	5. 事業形態・範囲	a	事業形態・範囲において民間の参入意欲や創意工夫が期待できる	
b		事業形態・範囲において民間の参入意欲や創意工夫がおおむね期待 できる		
c		事業形態・範囲において民間の参入意欲や創意工夫は期待できない		
6. 大学の事 務体制	学長, 副学長を トップとする全 学的責任体制	a	構築されている	
		b	未構築	

### (2) 総合評価

総合評価		評価基準
S判定	総合的に優れており, PFIで実施可能な 事業	すべての評価項目の評価がa評価であるもの
A判定	総合的な適性が高く, PFIで実施可能な 事業	評価項目のうち, 「1, 2, 3, 4-③, 5, 6」 がa評価で, その他がa又はb評価であるもの
B判定	PFIの可能性があるが, 計画の見直し等 の検討を行う事業	評価項目のうち, 「1, 4-③, 6」がa評価で, その他がa又はb評価であるもの
C判定	PFIの可能性が低い事業	評価項目のうち, 「1, 4-③, 6」がb評価で, その他がc評価であるもの

## V F M評価表

### 定量的評価

項 目	内 容	評 価
(1) V F Mの評価 (総括)	事業の安定性が確保できる数値	認められる 認められない

### 定性的評価

項 目	内 容	評 価
(2) V F Mの評価 (総括)	定性的な評価項目を評価し、項目「1」～「4」が○であり、項目「5」が×でなければ認められる。	認められる 認められない
1. 民間事業者や金融機関からのヒアリングにおいて優良な評価の有無	具体的な内容を記載	○又は×
2. P F I 事業を実施することによるサービスの質の向上等の有無	具体的な内容を記載	〃
3. 適切なリスク分担の実施の有無	具体的な内容を記載	〃
4. 事業の安定性を図るための工夫の有無	具体的な内容を記載	〃
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施する上での検討課題等の解決がなされているか否かについて記載。</li> <li>・×ではないが引き続き検討を要する事項については、「継続」</li> </ul>	○又は×  「継続」